

令和4年度第6回碧南市選挙管理委員会会議録

- 第1 日 時 令和5年1月19日（木）午後6時
第2 場 所 碧南市役所2階 会議室2
第3 出席した委員 栗津委員長、岡本委員、杉浦委員
第4 欠席した委員 高山委員
第5 参会した職員 遠山書記長、中川書記長代理、杉浦書記、河原書記、齋藤書記
第6 会議の概要 （午後6時 開会）

1 協議事項

- (1) 氏名揭示の順序のくじについて
- (2) 愛知県知事選挙時における選挙人名簿選挙時登録について
- (3) 期日前投票所における投票管理者等の選任について
- (4) 期日前投票所における投票立会人の選任について
- (5) 期日前投票事務従事者の委嘱について
- (6) 投票管理者及び同職務代理者の選任について
- (7) 投票立会人の選任について
- (8) 開票管理者及び同職務代理者の選任について
- (9) 投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱について
- (10) 投票所における選挙人の本人確認について

2 その他

（午後6時45分 閉会）

上記は、令和4年度第6回碧南市選挙管理委員会の会議録である。

令和5年1月19日

委員長 栗津 康之

委員 岡本 耕也

委員 杉浦 直美

[内容]

栗津委員長：ただいまから、令和4年度第6回碧南市選挙管理委員会を開催します。

それでは、1協議事項の(1)、氏名掲示の順序のくじについて事務局からご説明をお願いします。

書記：第20回愛知県知事選挙につきまして、本日、愛知県選挙管理委員会にて受け付けられました立候補の届出順にてくじを引き、碧南市の各投票所における氏名掲示の順序を、決定していただきたいと思えます。

(くじを引き、氏名掲示の順序を決定)

ただいまのくじの結果により、1番目は無所属の末永啓候補、2番目は無所属の大村秀章候補、3番目は無所属の安江朗候補、4番目は無所属の上原俊介候補、5番目は起る会。の山下俊輔候補、6番目は無所属の尾形慶子候補の順で掲載してまいりたいと思えます。

栗津委員長：ありがとうございました。それでは、協議事項の(2)、選挙人名簿選挙時登録について事務局からご説明をお願いします。

書記：〔資料2～3ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

各委員：了承しました。この議題について承認します。

栗津委員長：次に、関連がありますので、協議事項の(3)、期日前投票所における投票管理者等の選任についてから、(9)投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱についてまでを一括して事務局からご説明をお願いします。

書記：〔資料4～14ページの内容を説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。このことについて、ご意見、質問などがありますか？

委員：了承しました。この議題について承認します。

栗津委員長：それでは、(10)投票所における選挙人の本人確認について、事務局から説明をお願いします。

書記：先日市民の方から、お電話で投票所での本人確認について、対応が不十分ではないか、というご意見がありました。内容は、手ぶらで来ても投票させる運用方法ではなりすましの危険性が高いため、少なくとも入場券又は本人確認書類の持参は必須とすべきというものです。

そのご意見に対しては、本人確認ができない場合、投票の意思をもって来場

している方を、確認書類がないという理由で投票を拒否することになるため、全員に対して本人確認を求めることは考えていない、ということをおし上げました。しかし、「他の行政の窓口では追い返すのだから、それと同じようにすればいい」とおっしゃられました。そこで、一度選挙管理委員会で検討して回答をさしあげます、ということになっているのですが、いかがでしょうか。

委員：現状では、公職選挙法等の関係法令では、本人確認について、どのように定めていますか。

書記：免許証や保険証等の本人確認書類により確認することという法的な定めはありません。投票する際には、選挙人名簿と本人との照合が必要となりますが、名簿の記載内容と、本人と、本人の申し立てる内容に、性別はもちろん、年齢的にも一致していることを確かめることとされています。当市でも、宣誓書や入場券の記載内容と、名簿の内容と、現在来ている人を見て確認し、不審な点がなければ投票させることととしています。もちろん、入場券の記載内容と名簿とをただ機械的に照合しているというわけではありません。現在の制度においては、それ以上に書類の提出を求めて、提出できない場合に、投票の拒否をすることは適当ではないと考えています。

委員：他市も同じ状況ですか。

書記：少なくとも近隣市では、身分証明書の提出を求めていることはありません。

また、ご意見をくださった方からは総務省から本人確認書類の提出を求めている自治体があると聞きましたので、お電話の後に総務省に尋ねましたが、総務省は具体例については知らない、ということでした。

今後、身分証明書等で本人確認を行っている自治体について、全国的にはどの程度あるのか、ある場合、今後碧南市でもその運用を取り入れるべきか、引き続き事例を調査してまいりたいと思います。

委員：なりすましを防ぐことは重要ですので、全国的な状況については、調査をよろしくお願いします。しかし、碧南市においては、法的に本人確認が義務づけられていない現状では、今の方法で本人確認を行うことが適当であると考えます。

栗津委員長：それでは、2 その他について、事務局から何か説明事項等がありますか。

書記：特にございませぬ。

栗津委員長：ありがとうございました。他に議題、質問等無いようなので、これで令和4年度第6回碧南市選挙管理委員会を終了します。